

中国ビジネス Q&A 中国(上海)自由貿易試験区について

Q 新たに開設された中国(上海)自由貿易試験区とはどのようなものですか。開設に至った政治的な背景と共に、その概要について教えてください。

A **1. 中国(上海)自由貿易試験区の概況**
2013年9月29日午前上海市人民政府が開業式典を開催し、中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」といいます)が開設されました。「試験区」は、全国に先駆けて試験的に区域内における金融規制緩和、サービス業の外資への開放拡大、通関業務の簡素化等を実施するもので、2~3年の試験期間を経て、中国全国規模での更なる改革開放政策を模索することを総体目標としています。

「試験区」は、上海市浦東新区所在する既存の上海外高橋保稅区、上海外高橋保稅物流園区、洋山保稅港区、上海浦東空港綜合保稅区等の4つの税関特殊監督管理区域(合計面積約28.78平方キロ)を含む範囲に設置されました。「試験区」の範囲については、今後の状況を踏まえて徐々に拡大していくことが予定されています。

金融規制緩和等を受けて、中国資本銀行8行のほか、米シティバンク等の計11の金融機関が開設と同時に「試験区」に進出しました。また、サービス業の開放拡大を受けて、「試験区」の備案第一号となったIPTV中国最大手の百視通と米マイクロソフト社による合併会社の他、多くの外資サービス企業が進出し又は進出を検討しています。

2. 「試験区」開設の背景と経緯
中国において保稅区を自由貿易区にモデルチェンジする構想が議論され始めたのは、おそらく03年12月9日に全人代常務委員会副委員長であった成思危氏が提案した頃だと思われます。その後、05年に上海市、深圳市等が自由貿易区開設を提案し、08年以降、國務院發展研究中心等によるが実地調査が実施されました。特に上海市においては、11年11月に浦東新区で世界自由貿易園区大会が開催され、自由貿易園区建設の意向を対外発表する等、自由貿易区開設に強い熱意が示されていました。

かかる状況の下、13年3月17日に全人代で國務院総理に選任され、就任会見において持続可能な經濟成長維持を最重要課題に挙げた李克強氏は、就任後間もない3月27日から29日にかけて上海市等を視察し、上海綜合保稅区の基礎の下に自由貿易試験区を設立する計画を支持する意向を示すと共に、長江デルタ地域においてさらなる改革開放を模索すべき旨を主張しました。この際、李克強氏は、中国經濟を成長させるためには、内需拡大に立脚し、開放拡大の中で国内市場をうまく育成・開拓すべきとし、特にサービス業發展のために努力し就業を拡大すべきことを強調しています。このような第二次産業から第三次産業への轉換によるさらなる經濟成長の図式の中で、「試験区」におけるサービス業の開放拡大と外資算入促

進のための金融規制緩和という制度改革は、1つの大胆な試験的取り組みと評価できます。

「試験区」構想における大胆な金融規制緩和に対しては、これを不安視する金融監督管理部門による反対意見もありましたが、李克強氏の支持の下、13年5月18日付で國務院が國家發展改革委員會に対して示した經濟体制改革の重点業務の意見において「試験区」設立が盛り込まれ、7月3日には國務院常務會議で「中国(上海)自由貿易試験区總体方案」(以下「總体方案」といいます)が原則的に可決されるに至りました。

3. 「試験区」における政策の主要な内容
「試験区」における政策の大枠については、國務院が13年9月18日付で發布した「總体方案」に示されています。この「總体方案」を受けて、上海市人民政府は13年9月29日付で「中国(上海)自由貿易試験区管理弁法」をはじめとするいくつかの関係法令を公布・發布しています。工商行政管理總局等の各行政部門からもこれに合わせた細則規定に該当する通知等が發布されており、今後、さらに法制度が整備されていくものと予想されます。

(1) 投資領域開放の拡大
「總体方案」では、「試験区」において、金融や航運等6分野18業種のサービス業の開放を拡大することを明記しています。例えば、中国の民営資本が外資金融機構と中外合資銀行を共同設立することが認められること、ファイナンス・リース会社の一部子会社についての最低登録資本制限の不適用や商業ファクタリング業務の兼営を可能とすること、外資企業による一部の付加価値電信業務やゲーム機等の生産・販売を可能とすること(一定の場合は試験区外でも販売可)、外商獨資醫療機構の設立を可能とすること等が規定されています。

外資への開放が拡大されるサービス分野

金融サービス	銀行サービス、専門健康醫療保險、ファイナンス・リース
航運サービス	遠洋貨物輸送、國際船舶管理
商業貿易サービス	付加価値電信、ゲーム機・遊戲機の販売及びサービス
専門サービス	弁護士サービス、資金信用調査、旅行社、人材仲介サービス、投資管理、工事設計、建築サービス
文化サービス	講演仲立、娛樂場所
社会サービス	教育研修・職業技能訓練、醫療サービス

弁護士法人キャスト
 弁護士 村尾龍雄 田中良和 藤田直佑

もっとも、例えば上記のうち、ゲーム機・遊戯機の販売およびサービス、文化サービス分野については、文化部から細則規定に当たる通知が発表されていますが、一定の手続きには上海市の文化主管部門の関与が予定されており、実務運用の仕方によっては実質的な開放が限定的になる可能性もあります。

そのほか、「総体方案」は、外資による参入前の「内国民待遇」およびネガティブ・リストを核心とする投資管理体制を採用しています。これはリストに記載されていないプロジェクトについては、原則として外商投資プロジェクトに特有の審査確認や外商投資企業に特有の審査認可を不要とし、備案管理で足りることとするものです。WTOとの関係でみると、中国は、本来、サービス貿易分野に関して、サービス貿易についてのルールを定めるGATSにおいて、WTO加盟議定書に関わるサービス約束表において内国民待遇原則を適用すべき旨を定めた範囲に限り、同原則を適用すれば足ります。しかし、「試験区」では、当該範囲を超えて、積極的に外資へサービス貿易分野を開放した点が注目されます。

9月29日に上海市人民政府から発表されたネガティブ・リストに関する公告によれば、不動産開発について中外合併の形式に限定される等、製造業、建築業、卸・小売業、金融業など16業種190項目について禁止・制限を定めています。この点、大きく開放しているかに見えますが、前記のサービス分野の開放を除き、「外商投資産業指導目録(11年)」の制限類及び禁止類と比較して大きく開放されたとまで評価できるかについては検討の必要があります。

(2) 金融領域の開放とイノベーション

「総体方案」は、「リスク制御性の前提の下」という留保を置きつつも、現行法下では様々な規制がある人民元の資本項目の兌換可能化、金融市場の利率の市場化、人民元のクロスボーダーでの使用等を行うことその他、「試験区」内での比較的自由的な外貨管理体制を検討することとしています。既に銀行業監督管理委員会からも、「総体方案」に合わせて、試験区内において内資銀行、非銀行金融会社、外資銀行それぞれについての規制緩和を行う方針を示す通知が発表されています。

このほか、人民銀行による「試験区」の金融改革方案の制定等が予定されており、金融政策については徐々に具体的な制度が形成されていくものと予想されます。

(3) 法制領域の制度保証の完全化

「総体方案」および「國務院に授權して中国(上海)自由貿易試験区において関係法律所定の行政審査認可を一時的に調整させることに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」に基づき、「試験区」では、13年10月1日から3年内において、「外資企業法」等の三資企業法のうち、外商投資企業の設立、M&A、経営期間延長等を規制に関する規定の適用が試験的に停止されます。例えば、「試験区」外の場合、外商投資企

業の設立段階においては商務部門による審査認可が必要ですが、この手続きが不要となり、備案管理で足りることになります。なお、この備案の手続きに関する具体的な細則規定についてはすでに発表されていますが、前記のネガティブ・リストに記載されるプロジェクトに関するものについては規制緩和の対象外となっています。

(4) 貿易手続等の簡素化

「総体方案」においては、「試験区」内における通関業務の簡素化や貨物のやり取りの円滑化等の検討が予定されています。例えば、従来、広義の保税区内において行われていた「二線管理」(国外と保税区分の間を第一線、保税区分と一般区域の間を第二線とする二段階の管理)について、「試験区」では、第一線の管理を開放し、申告手続を貨物入港後に行うこと等の調整が予定されています。また、各部門による監督管理の協力強化が予定されており、税関・質量検査・工商・税務・外貨等の管理部門の協力による一体化した管理体制の構築を目指すことになっています。

(5) その他

「試験区」に設立された企業が国外投資をする場合、一定の例外を除き、審査確認を不要し、備案で足りるとする規制緩和が図られています。

また、税制面では、例えば、試験区内の生産企業等が輸入する必要な機器・設備等の貨物が、現行政策の枠組みの下で免税とされ得ること等が予定されており、これらの政策・制度については、徐々に関係規定の整備が進めされると予想されます。

4. 「試験区」と中国における自由貿易拡大の可能性

サービス貿易については、日本、米国、EU等WTO加盟国有志において、一層の自由化拡大を目指す新サービス貿易協定(TISA)が交渉中ですが、中国は9月までの時点で参加していません。「試験区」におけるサービス貿易の開放拡大はTISA交渉参加の試金石であり、中国の交渉参加の可能性を導くものであるとの評価もあります。また、「試験区」開設はTPPに中国が参加するための準備ではないかとの見方もできます。

中国政府が改革開放路線の下、自由貿易の拡大を検討していることは確かであり、実際に、広東省が自由貿易区を設ける案を國務院に提出した旨を発表している他、複数の都市が自由貿易区の設立を検討しているとも言われ、自由貿易区設置の流れが中国全土に拡大していく可能性は否定できません。

もっとも、「試験区」以外の地域について國務院が自由貿易区の設置を承認したのとの情報は入手されておらず、また、「試験区」も現状はあくまで2~3年の間、試験的に設置されるものであって、将来的な方向性は未確定な状態です。

なお、中国のTPP参加に関しては、少なくとも13年9月17日に開催された商務部の定例プレス発表の場では、中国政府の態度に変更はない旨の回答が示されています。